

# 避難確保計画作成や避難訓練の実施状況

## 水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

### ■都道府県等

浸水想定区域の指定

水防法 第14条

### ■区市町村

地域防災計画への要配慮者利用施設情報、洪水予報等の伝達方法の記載

水防法 第15条

### ■要配慮者利用施設の管理者等

避難確保計画作成、訓練の実施（義務）

水防法 第15条の3

# 避難確保計画作成や避難訓練の実施状況

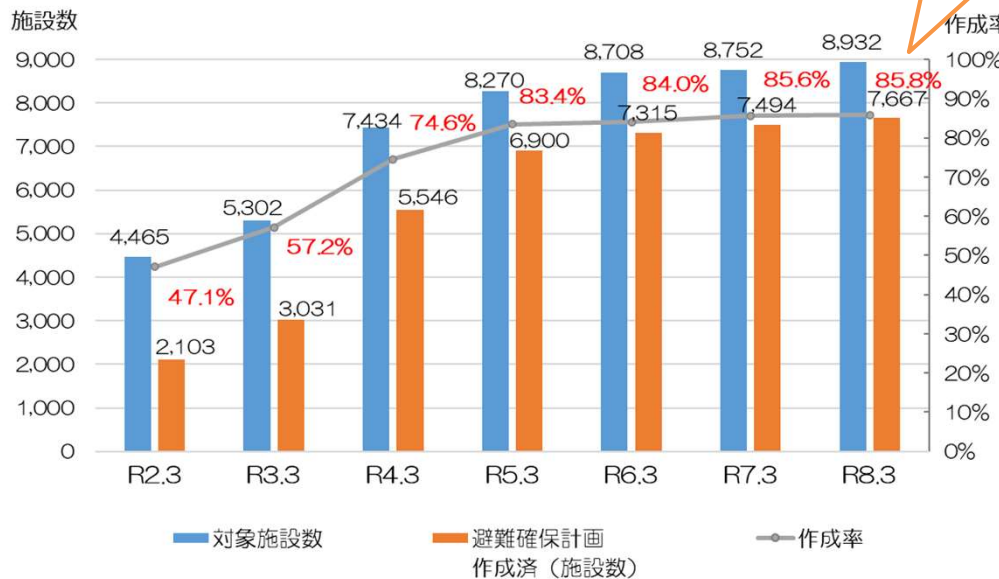
R 8.3 末時点

- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画作成状況及び避難訓練実施状況の確認

- 計画作成対象施設数 : 8,932施設
- 計画作成済み : 7,667施設 (85.8%)
- 避難訓練実施済み : 4,851施設 (63.3%)

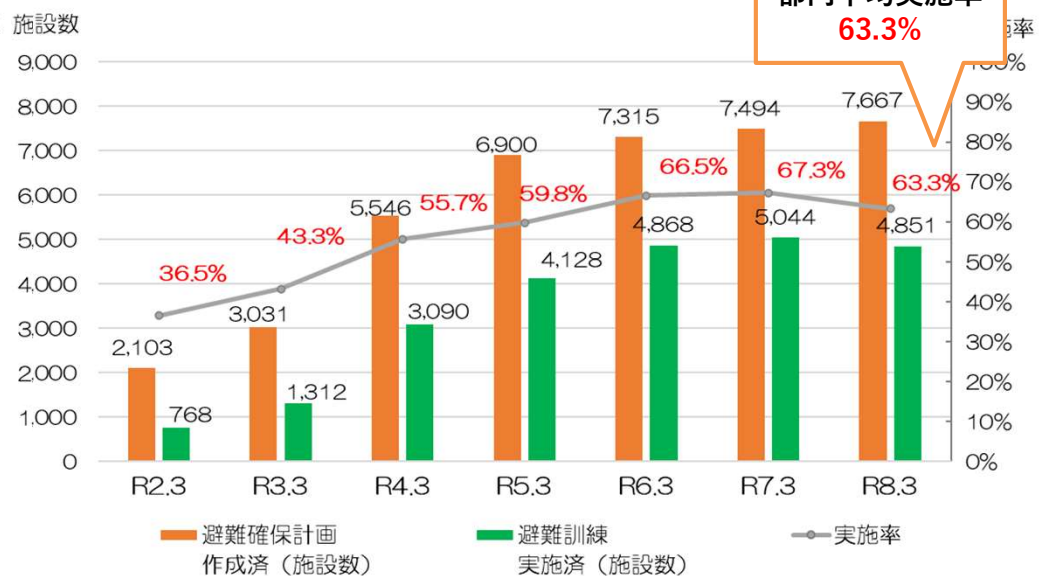
## ■ 都内における避難確保計画作成推移

都内平均作成率  
85.8%



## ■ 都内における避難訓練実施状況推移

都内平均実施率  
63.3%



## ◆ 避難確保計画の作成状況 (対象施設別) ※注)

対象施設	対象施設数	計画作成済み	作成率
学校	993	925	93.2%
社会福祉施設	7,535	6,442	85.5%
医療施設	404	300	74.3%

※出典：【国】「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」等に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査の調査票2（洪水）より

※注) 学校、社会福祉施設、医療施設それぞれの施設数の合計が必ずしも全体の施設数と一致しない。(複合施設など)

逃げ遅れをゼロにするため、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施100%達成**に向け、取組の継続をお願いします。